

地方独立行政法人りんくう総合医療センターの重要な財産を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第44条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人りんくう総合医療センター（以下「法人」という。）に係る重要な財産を定めるものとする。

(重要な財産)

第2条 法第44条第1項の規定による条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供する場合にあっては、その適正な見積価格）2,000万円以上の不動産（土地にあっては、1件5,000平方メートル以上のもの（信託に供するものを除く。）に限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、法人の成立の日から施行する。